

# 北海道農業・農村振興条例

平成9年4月3日  
北海道条例第10号  
最終改正  
令和2年3月31日

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条―第4条）

### 第2章 農業・農村の振興に関する基本的施策

#### 第1節 施策の基本方針（第5条）

#### 第2節 農業・農村振興推進計画（第6条）

#### 第3節 農業・農村の振興に関する施策等（第7条―第19条）

### 第3章 農業・農村を支える基盤の形成（第20条・第21条）

### 第4章 北海道農業・農村振興審議会（第22条―第29条）

### 附則

北海道の農業は、恵まれた自然と豊かな大地の下で、先人たちのたゆみない努力の積み重ねを礎に、北海道の経済を支える重要な産業として発展を遂げ、今日、生産性の高い大規模で専門的な農業経営が展開されている。

私たちは、北海道の農業が道民のみならず広く国民に食料を安定的に供給するなどの役割を担っており、農業・農村の振興が地域の経済社会の健全な発展に寄与していることを改めて認識する。

しかしながら、近時、農産物の輸入自由化や食料消費構造の変化をはじめ、世界的な人口増加、環境問題など農業・農村を取り巻く状況が大きく変動する中で、農業経営の安定や農村の活性化をこれまで以上に図ること、さらには食料自給の在り方を見直すことも求められている。

このような状況に直面している農業を魅力のあるものとし活力のある農村を築き上げるには、創意工夫に富んだ担い手を育成し農地を適切に保全しつつ、生産経費の低減を図りながら安全かつ良質な食料の供給に努めていかなければならない。また、環境と調和した農業を推進するとともに、国土の保全、良好な景観の形成といった農業・農村が有する多面的な機能を増進することが重要である。

加えて、農業・農村の振興を進めていくためには、新しい時代を切り拓（ひら）くという農業者自らの意欲はもとより、次代を担う子供たちと私たちがともに、農業・農村について積極的に学ぶことが大切である。

このような考え方に立って、北海道の農業・農村を貴重な財産として育み、将来に引き継いでいくため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、農業・農村の振興に関する施策の基本となる事項を定め、農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、農業の健全な発展及び豊かで住みよい農村の確立に寄与することを目的とする。

### （道の責務）

第2条 道は、農業・農村の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、農業・農村の振興を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が農業・農村の振興に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 道は、農業・農村の振興に関する施策について、市町村と緊密に連携して、その推進に努めるものとする。

### 第3条 削除

(年次報告)

第4条 知事は、毎年、議会に、農業・農村の動向及び農業・農村の振興に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

## 第2章 農業・農村の振興に関する基本的施策

### 第1節 施策の基本方針

第5条 道は、次に掲げる基本方針に基づき、農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 収益性の高い地域農業の確立を図ること。
- (2) 多様でゆとりのある農業経営を促進すること。
- (3) 農業の担い手の育成及び確保並びに経営能力の向上を図ること。
- (4) 環境と調和した持続的発展が可能な農業を促進すること。
- (5) 豊かさ活力のある農村の構築を図ること。

### 第2節 農業・農村振興推進計画

第6条 知事は、農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「振興推進計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 振興推進計画は、農業・農村の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。
- 3 知事は、振興推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、振興推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、北海道農業・農村振興審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 知事は、振興推進計画を策定したときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、振興推進計画の変更について準用する。

### 第3節 農業・農村の振興に関する施策等

(農産物の安定的な生産の促進)

第7条 道は、需要の動向に応じた農産物の安定的な生産の促進のために必要な措置を講ずるものとする。

(生産基盤の整備)

第8条 道は、農業の生産性の向上を図るため、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農産物の付加価値の向上等)

第9条 道は、農産物の付加価値の向上及び販路の拡大を図るため、流通加工施設の整備、産地銘柄等の確立及び食料品製造業、その他の農業に関連する産業との連携強化の促進、その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農業の振興に資する技術の向上)

第10条 道は、農業の振興に資する技術の向上を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農業経営の体質強化)

第11条 道は、農業経営の体質強化を図るため、金融制度の充実、組織化及び情報利用の高度化の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農業経営の多様化)

第12条 道は、農業経営の多様化を図るため、農業者の創意工夫を生かした経営の複合化及び多角化の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農地の利用の集積)

第13条 道は、農地の利用の集積を図るため、農地の流動化及び集団化の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(担い手の育成及び確保等)

第14条 道は、農業の担い手の育成及び確保並びに経営能力の向上を図るため、教育、研修及び就農支援の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境と調和した農業の促進等)

第15条 道は、農業による環境への負荷の低減及び国土の保全、良好な景観の形成その他の農業・農村が有する多面的な機能の増進のために必要な措置を講ずるものとする。

(定住環境の整備)

第16条 道は、農村における定住環境の整備を図るため、生活環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(活力のある農村の構築)

第17条 道は、活力のある農村の構築に資するため、農業者の自発的な活動及び都市と農村との交流の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第18条 道は、農業・農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(農業者等の自主的な努力)

第19条 道は、農業・農村の振興に関する施策を講ずるに当たっては、農業者又は農業・農村に係る団体の自主的な努力を助長することを旨とするものとする。

### 第3章 農業・農村を支える基盤の形成

(道民の理解の促進等)

第20条 道は、農業・農村に対する道民の理解の促進のために必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、農業・農村に対する道民の理解の促進に資するため、情報の提供、学習の機会の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

第21条 道は、農業・農村に対する道民の理解の促進のために必要な事業に要する経費について、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第4章 北海道農業・農村振興審議会

(設置)

第22条 北海道における農業・農村の振興を図るため、知事の附属機関として、北海道農業・農村振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第23条 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、農業・農村の振興に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を具申することができる。

(組織)

第24条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第25条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 農業・農村に係る団体の役職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第28条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

(規則への委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 北海道農業振興審議会条例（昭和55年北海道条例第3号）は、廃止する。
- 3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
追加〔平成21年条例15条〕

附 則（平成10年7月1日条例第33号抄）

〔附属機関の整理等に関する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前のそれぞれの条例等の規定により定められた附属機関の委員の数については、この条例の施行後初めて委員の任期の満了による新たな委員の任命又は委嘱が行われる日の前日までは、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年7月23日条例第25号抄）

〔北海道教育施設整備基金条例等の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月17日条例第65号）

〔北海道農業・農村振興条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第15号）

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日北海道条例第14号）

〔附属機関の設置等に係る関係条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月24日条例第1号）

〔基金の整理のための関係条例の整備に関する条例の附則〕

この条例は、令和2年3月31日から施行する。

## 第5期北海道農業・農村振興推進計画の概要

### 計画策定の基本的な考え方

#### 1 計画策定の趣旨

本道の農業・農村を取り巻く情勢の変化や課題に的確に対応し、将来に向けて持続的に発展する本道農業・農村づくりをめざして、農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「北海道農業・農村振興条例」（平成9年北海道条例第10号）第6条に基づき策定

#### 2 計画性格

- 広く道民が共有すべき農業経営体と地域農業・農村のめざす方向性を示すとともに、主要品目の生産努力目標と技術開発の展望を示すなど、道農政の中期的指針としての役割を果たすもの
- 国などに対して、本道の実情に即した農業・農村の振興に関する政策提案や制度の改善要望を行う施策の基本的な方向を示したもの
- 市町村や関係団体などが、地域の実情に即した主体的な取組を行う際に、参考として活用することを期待するもの
- 道農政全体の基本的な方向や主要な施策を示すものであり、個別の計画や方針等を策定している分野については、その計画や方針等に基づいて具体的な施策を推進

#### 3 計画期間

平成28年度から32年度までの5か年間

### 本道の農業・農村を巡る情勢

#### 1 世界の情勢

- 食料需要の増大と生産の不安定化
- 経済成長による食関連市場の拡大
- 経済連携協定等の更なる進展化

#### 2 国内の情勢

- 高齢化や人口減少による食市場等への影響
- 農村の高齢化の進行と生産等への影響
- 労働人口の減少による関連産業等への影響

#### 3 道内の情勢

- 本道の人口減少と経済・社会への影響
- 増加する観光客数と交流人口の拡大
- バイオマスなどの地域エネルギーを活かした取組促進

#### 4 本道農業・農村の強み・弱み

- 我が国有数の食料供給地域として安全・安心な食料を供給
  - ・道産農畜産物供給熱量は国産供給熱量の21%
- 農業従事者の減少
  - ・基幹的農業従事者は平成2年に比べ46%の減少
- 生産性の高い大規模な専業経営が主体
  - ・主業農家率：北海道72%、都府県21%
  - ・1経営体当たり：北海道23.4ha、都府県1.6ha
- 収益性の伸び悩みと生産費の上昇
  - ・10アール当たりの米の収益性：54千円(H23)→64千円(H24)→63千円(H25)
  - ・1kg当たり生乳生産費：69円(H17)→77円(H22)→81円(H25)
- 食の総合産業化への取組の展開
  - ・食料品製造業出荷額：1兆9千億円(全国1位)
  - ・食品製造業の付加価値率：北海道27%、全国35%
  - ・道産食品の輸出額：331億円(H21)→576億円(H25)
- 販売農家人口の減少
  - ・平成33年に全集落の6割が高齢者中心に
- 農業生産活動を通じた多面的機能の発揮
  - ・多面的機能の評価額：1兆2,581億円
  - ・全国の農地の25%を占める

### 本道の農業・農村の役割と我が国の食料自給率向上への寄与

#### 1 本道の農業・農村の役割

##### 【食を支える】

専業的な農業者を主体に我が国有数の食料供給地域として、国民全体の食を持続的に支える

##### 【地域と所得を支える】

食品加工、流通・販売、観光等と結び付き雇用の場の確保など道民の生活や地域経済を支える基幹産業

##### 【公益的機能を発揮する】

環境にやさしい持続的な農業展開と洪水防止等の国土・環境の保全や景観形成など公益的機能を発揮

##### 【教育の場、食を楽しむ場となる】

人々の憩いや癒しの場とともに、子どもの教育の場、地域の食を楽しむ文化に親しむ場

#### 2 我が国の食料自給率向上に寄与する北海道農業

本道農業が将来にわたって、我が国有数の食料供給地域として、国が食料・農業・農村基本計画に掲げた食料自給率の目標達成に最大限寄与できるように、農業・農村の振興に向けた取組を推進

第5期北海道農業・農村振興推進計画の施策体系

**推進方針1 農業・農村の役割・機能に対する道民意識の共有**

- （展開方向1）農業・農村の多様な役割・機能のコンセンサスづくり
- （展開方向2）食育や地産地消による農業・農村に関する理解促進
  - ア 食育と連携したコンセンサスづくり
  - イ 地産地消と連携したコンセンサスづくり

**推進方針2 需要に応じた安全・安心な食料の安定供給とこれを支える持続可能な農業の推進**

- （展開方向1）安全・安心な食料の安定供給
  - ア 安全・安心な食品づくりに向けた取組の推進
  - イ 道産食品の情報提供等の推進
  - ウ 道民運動としての「愛食運動」の総合的な展開
  - エ 北海道らしい「食育」の推進
  - オ 消費者と生産者との結びつきの強化
- （展開方向2）需要に応じた生産・供給体制の整備
  - ア 消費者ニーズに対応した生産体制づくり
  - イ 効率的で安定的な生産・流通システムの確立
  - ウ 自給飼料生産基盤の確立
- （展開方向3）環境と調和した農業の推進
  - ア クリーン農業の一層の推進
  - イ 有機農業の一層の推進
  - ウ 自給飼料に立脚した畜産の推進
  - エ 農業系廃棄物の適正処理の推進
  - オ 防疫対策の推進
- （展開方向4）生産資材の安定供給と鳥獣害の防止
  - ア 農業生産資材の安定供給
  - イ エゾシカなど鳥獣による農業被害防止対策の推進
- （展開方向5）バイオマス等の地域資源の利活用の推進
- （展開方向6）食料自給率向上への貢献

**推進方針3 国内外の食市場を取り込む高付加価値農業の推進**

- （展開方向1）付加価値の高い農畜産物の生産と新たな需要の創出
- （展開方向2）農業者と商工業者等が連携した地域資源を活かした6次産業化の推進
- （展開方向3）地域の特性を活かしたブランド化の推進
- （展開方向4）農畜産物や食品の輸出促進に向けた環境整備

**推進方針4 農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保**

- （展開方向1）新規就農者の育成・確保
  - ア 農業への関心の喚起
  - イ 就農に向けた相談活動
  - ウ 研修などの就農準備に向けた支援
  - エ 地域における就農の支援
  - オ 就農後の経営安定と就農者の地域への定着促進
- （展開方向2）担い手の経営体質の強化
  - ア 研修教育の充実
  - イ 経営体質の強化等
- （展開方向3）農業法人の育成
- （展開方向4）家族経営体を支える地域営農支援システムの整備・活用
  - ア 農作業受託組織等の育成・確保の推進
  - イ 農産物等の流通・加工施設の整備
  - ウ 経営革新や多角化の取組の推進
  - エ 農業団体の機能の充実
- （展開方向5）女性農業者等が活躍できる環境づくり

**推進方針5 農業生産を支える基盤づくりと戦略的な技術開発・導入**

- （展開方向1）農業生産基盤の整備の推進
  - ア 農業生産基盤の整備
  - イ 農地や農業水利施設等の保安全管理
  - ウ 農業水利施設等の適切な維持管理
  - エ 農村地域の防災・減災
- （展開方向2）優良農地の確保と適切な利用の促進
  - ア 計画的な土地利用の推進
  - イ 意欲ある担い手への農地の利用集積・集約化
- （展開方向3）多様なニーズに応じた新品種・新技術の開発と普及
  - ア 地域農業の競争力を高める技術の開発・普及
  - イ 環境と調和した持続的な農業の推進
  - ウ 研究と普及の連携による地域支援
  - エ 農業生産基盤整備における新しい技術の開発や普及の推進
  - オ 農業分野の国際交流の推進
- （展開方向4）ICTを活用した省力化や高品質化などスマート農業の実現に向けた新技術の開発・普及

**推進方針6 活力に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくり**

- （展開方向1）地域の特色ある資源を活かした農村づくりの促進
- （展開方向2）農業・農村の多面的機能を発揮する取組の推進
  - ア 地域住民なども参画した共同活動の推進
  - イ 多面的機能を発揮する環境づくり
- （展開方向3）都市と農村の交流の促進
  - ア 農業・農村に対する理解の促進
  - イ グリーン・ツーリズムの推進
  - ウ 農村移住・定住の促進
- （展開方向4）快適で安心して暮らせる生活の場づくり
  - ア 安全で快適な生活環境の整備
  - イ 誰もが安心して暮らすための社会サービスの充実

## 推進方針1 農業・農村の役割・機能に対する道民意識の共有

本道の農業・農村を貴重な財産として育み、将来に引き継いでいくために必要な道民理解を促進

### 展開方向1 農業・農村の多様な役割・機能のコンセンサスづくり

ふれあいファームの登録や農業・農村情報誌の発行等を通じて広く道民の理解を深めるとともに、農業団体が中心となって進める地域での食と農でつながるコンセンサスづくりとも連携し取組を推進

### 展開方向2 食育や地産地消による農業・農村に関する理解促進

#### ア 食育と連携したコンセンサスづくり

「食」や「農業」を学ぶ機会を通じ、地域産業とのつながりや農業・農村の多面的機能などの理解促進

#### イ 地産地消と連携したコンセンサスづくり

「北のめぐみ愛食フェア」など消費者と生産者の相互理解の機会を通じ地産地消の意義等の理解促進

## 推進方針2 需要に応じた安全・安心な食料の安定供給とこれを支える持続可能な農業の推進

消費者の期待と信頼に応える食料の生産・供給に向けた取組の推進

### 展開方向1 安全・安心な食料の安定供給

#### ア 安全・安心な食品づくりに向けた取組の推進

生産から消費に至るまでの食の安全・安心の確保に関する施策の総合的・計画的な推進や、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑・混入の防止や、生産段階におけるGAPの導入推進など

#### イ 道産食品の情報提供等の推進

道産食品の適正な食品表示の促進とモニターの全国配置や、道産食品独自認証制度・道産食品登録制度の普及拡大、農産物検査制度の適正な運用や米トレーサビリティの適正な運用・普及啓発など

#### ウ 道民運動としての「愛食運動」の総合的な展開

「愛食の日」の普及啓発、「米チェン」「麦チェン」「北海道らしい食づくり名人登録制度」の推進など

#### エ 北海道らしい「食育」の推進

「食育」の総合的な推進、子どもたちの農業体験など食文化の継承、地元食材の給食利用の促進など

#### オ 消費者と生産者の結びつきの強化

「北のめぐみ愛食応援団」の取組促進、マルシェ（直売市）や「北のめぐみ愛食レストラン」等を通じた道産農畜産物の消費拡大や消費者との交流促進、食の安全・安心等を支える取組の情報発信など

### 展開方向2 需要に応じた生産・供給体制の整備

#### ア 消費者ニーズに対応した生産体制づくり

多様なニーズに対応した競争力ある農畜産物の計画的かつ安定的な生産・供給体制づくり、新たな品種や栽培技術の開発・導入、ICTの活用、耕畜連携や輪作体系の確立、農地の大区画化の推進など

#### イ 効率的で安定的な生産・流通システムの確立

産地の競争力強化に向けた高性能機械や集出荷貯蔵・加工施設等の整備、集送乳体制整備や生乳の広域流通に係る輸送手段の確保、乳業施設や食肉処理施設の合理化、畜産クラスターの取組の推進など

#### ウ 自給飼料生産基盤の確立

優良品種による草地の植生改善や栽培管理技術の高度化、コントラクターやTMRセンター等の支援、耕畜連携による濃厚飼料や飼料用米等の生産・利用の拡大、放牧による自給粗飼料利用率の向上など



**展開方向3 環境と調和した農業の推進****ア クリーン農業の一層の推進**

YES!clean表示制度の取組産地拡大に向けた普及・啓発や技術指導及び加工食品への表示拡大の推進、安定生産のための土壌改良や生産基盤整備の推進、クリーン農業に対する道民の理解促進など

**イ 有機農業の一層の推進**

農家等のネットワークづくりや新規参入等の促進、販路拡大や有機農業に対する理解醸成の推進、病害虫に強い品種や収量・品質の安定化技術、効率的な雑草防除技術の開発・普及の取組推進など

**ウ 自給飼料に立脚した畜産の推進**

自給飼料を最大限に活用するための植生改善、放牧の推進、家畜排せつ物の適切な施用など

**エ 農業系廃棄物の適正処理の推進**

農業用廃プラスチックの適正処理と代替資材の普及推進、減肥技術等の普及や家畜排せつ物の適正処理の推進、特殊肥料の安全性確保、有機質資材の適正使用・施肥の普及・指導など

**オ 防疫対策の推進**

精度の高い病害虫発生予察情報の提供や適期防除、新たな病害虫発生時の迅速な防疫対策の推進、家畜伝染病の発生予防とまん延防止のための検査・監視などの確かつ効率的な家畜衛生対策の推進

**展開方向4 生産資材の安定供給と鳥獣害の防止****ア 農業生産資材の安定供給**

優良品種の種子の安定的かつ円滑な供給、燃油や肥料・農薬、飼料などの安定供給、価格の安定化、省エネルギー型園芸施設・機械の導入によるコスト低減、土壌診断に基づく適正施肥の推進など

**イ エゾシカなど鳥獣による農業被害防止対策の推進**

計画的な捕獲や追い払い、侵入防止柵の整備、エゾシカ肉等の利活用などの総合的な対策を支援

**展開方向5 バイオマス等の地域資源の利活用の推進**

家畜排せつ物の堆肥・液肥やエネルギー利用など適正な管理及び有効活用、バイオマス資源の発生量把握や技術開発など適正な処理・利活用の推進、再生可能エネルギーの生産・利用拡大の促進など

**展開方向6 食料自給率向上への貢献**

新品種・新技術の開発・普及や6次産業化・ブランド化等の推進、多様な担い手の確保や生産基盤の整備、農地の効率的な利用と優良農地の確保、ICT等を活用した新技術の開発・普及の推進など

**推進方針3 国内外の食市場を取り込む高付加価値農業の推進**

国内外の食市場の変化への対応や成長が見込まれる世界の食関連市場の取り込みに向けた取組の推進

**展開方向1 付加価値の高い農畜産物の生産と新たな需要の創出**

品質・加工適性等の評価法や品質保持技術、加工適性や機能性を活かした新商品の開発などの推進、ブランド力向上に向けた道独自の表示・認証制度等の普及推進、加工・業務用の供給力強化や付加価値向上、薬用作物等の生産拡大、観光と連携した商品づくりやインバウンドに対応した取組の促進など

**展開方向2 農業者と商工業者等が連携した地域資源を活かした6次産業化の推進**

農業者等の起業化への意欲喚起や地域ぐるみでの6次産業化・農商工連携に向けた推進体制の整備、農業者に対する事業計画づくりへのサポートやノウハウの提供、関係者によるネットワークづくりや商品開発、加工・販売施設整備等の支援、農林漁業成長産業化ファンド等の活用促進など

### 展開方向3 地域の特性を活かしたブランド化の推進

地域の特色ある農畜産物づくりや高品質な食品づくりと国内外への情報発信の推進、異業種が連携したフルーツ観光や醸造用ぶどう品種の導入促進、多様な肉用牛生産と道産牛肉・豚肉のブランド化や、ナチュラルチーズなど特色を活かした牛乳・乳製品づくりに向けた人材育成や消費拡大等の推進など

### 展開方向4 農畜産物や食品の輸出促進に向けた環境整備

商流・物流網整備や輸出支援体制整備、新たな市場開拓や、アジア諸国等での道産農畜産物等の需要喚起、輸出先市場に対応した生産・流通体制づくりや輸出促進のためのプロモーション活動の支援など

## 推進方針4 農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保

地域農業を将来にわたり支えていく多様な担い手の育成・確保と活躍できる環境づくり

### 展開方向1 新規就農者の育成・確保

#### ア 農業への関心の喚起

子どもに対する食育活動を通じた農業・農村の理解の促進、中学・高校の職場・職業体験やインターンシップ制度等を活用した就農の動機付け、教員を対象とした農村ホームステイ等の取組支援など

#### イ 就農に向けた相談活動

農業の魅力PRや就農支援制度、地域と連携した研修受入先等の情報提供や相談活動の推進など

#### ウ 研修などの就農準備に向けた支援

農業高校と関係機関・団体との連携強化や農業大学校、地域などで実施される実践的研修の推進、研修中の農作業事故防止に向けた農作業安全啓発や傷害補償対策の実施など

#### エ 地域における就農の支援

地域の幅広い関係者が連携した受入体制づくりや広域で就農先を確保するための取組、農場リース事業や農地中間管理事業の活用、第三者や農業法人化などによる経営継承の取組の推進など

#### オ 就農後の経営安定と就農者の地域への定着促進

農業大学校等での実践的研修や農業改良普及センターによる技術・経営指導、関係機関と連携した一貫したサポートや指導体制づくり、制度資金や青年就農給付金など経営の安定化に向けた支援など

### 展開方向2 担い手の経営体質の強化

#### ア 研修教育の充実

大学等と連携した研修教育等の推進や、国際化の進展にあわせた青年農業者等の育成研修の支援

#### イ 経営体質の強化等

農地の集積・集約化や新技術導入、機械・施設整備などの取組支援、経営改善や経営継承のための償還負担軽減対策や農業機械の効率・安全利用、本道の実態に即した経営安定対策の推進など

### 展開方向3 農業法人の育成

地域の法人化の推進や、法人化のメリット・経営管理等の情報の普及・啓発、経営資源の有効活用や経営の複合化・多角化の推進、就農希望者受入や6次産業化への参画の推進、企業との連携推進など

### 展開方向4 家族経営体を支える地域営農支援システムの整備・活用

#### ア 農作業受託組織等の育成・確保の推進

コントラクター・TMRセンターなど家族経営体を支えるシステムづくりやオペレーター等の人材確保と技術・技能の向上の推進、酪農ヘルパー組織の運営やヘルパー要員の育成・確保の支援など

#### イ 農産物等の流通・加工施設の整備

市場ニーズ等に対応した集出荷貯蔵施設や加工施設の整備等を通じ、付加価値の向上を推進

#### ウ 経営革新や多角化の取組の推進

農業改良普及センター・試験研究機関が地域と連携し、革新的技術や新たな生産システムの導入支援

#### エ 農業団体の機能の充実

農業協同組合など農業関係機関・団体の運営基盤の強化や機能の充実に向けた取組の推進

### 展開方向5 女性農業者等が活躍できる環境づくり

女性農業者の理能力向上や技術習得のための研修会の開催、女性同士のネットワーク強化等に向けた情報提供、経営や社会活動に参画しやすい環境づくりや農業の魅力発信の推進、農協や農業委員会の運営などへの参加の推進、高齢農業者の技術・技能や経験を活かせる環境づくりの促進

## 推進方針5 農業生産を支える基盤づくりと戦略的な技術開発・導入

生産力を最大限に引き出す基盤整備やICTなど新技術のフル発揮、農地の集積・集約化の推進

### 展開方向1 農業生産基盤の整備の推進

#### ア 農業生産基盤の整備

収益性の高い経営実現等のための農地の大区画化、農業水利施設、暗渠排水、土層改良、畑地かんがいや農道等の整備、新たな施工機械や整備手法の導入による低コストな基盤整備等の推進

#### イ 農地や農業水利施設等の保全管理

長寿命化を図るための整備情報等の蓄積や機能診断に基づく補修・更新など戦略的保全管理を推進

#### ウ 農業水利施設等の適切な維持管理

農業用水の安定供給とともに多面的機能を十分に発揮させるため、施設等の適切な維持管理を推進

#### エ 農村地域の防災・減災

農地や農業水利施設等の総合的な防災・減災対策の推進と災害発生時における迅速な復旧

### 展開方向2 優良農地の確保と適切な利用の促進

#### ア 計画的な土地利用の推進

農業委員会、農地中間管理機構、市町村等との連携による担い手への利用集積の推進及び優良農地の確保と遊休農地の解消、耕作放棄地の発生抑制を図るための計画的な土地利用の推進

#### イ 意欲ある担い手への農地の利用集積・集約化

「人・農地プラン」を通じた農地の集積・集約化に向けた地域の合意形成及び農地中間管理事業を活用した担い手への農地の流動化の促進や、農業委員会等を通じた農地の利用調整や保有合理化の推進

### 展開方向3 多様なニーズに応じた新品種・新技術の開発と普及

#### ア 地域農業の競争力を高める技術の開発・普及

消費等のニーズや気象変動に対応し収量性や食味等に優れ病害虫に強い品種や栽培技術の開発・普及と生産コスト低減及び流通効率化の推進、自給飼料基盤に立脚した飼養管理技術等の開発推進など

#### イ 環境と調和した持続的な農業の推進

高度クリーン農業技術や有機農業の支援技術、地球温暖化への対応や環境負荷軽減技術の開発など

#### ウ 研究と普及の連携による地域支援

普及組織と試験研究機関が連携した新技術開発や技術支援等による地域が抱える課題解決の推進

#### エ 農業生産基盤整備における新しい技術の開発や普及の推進

ICTを活用した農業機械の導入とあわせ、今後の農作業の効率化や精密化に対応し得る、農地の区画形状や排水性等の改良と、地下かんがいシステムなどの新しい技術の開発・普及の推進

## オ 農業分野の国際交流の推進

海外からの視察者の受入支援等を通じ、国際協力や海外における本道農業への理解の促進

### 展開方向4 ICTを活用した省力化や高品質化などスマート農業の実現に向けた新技術の開発・普及

地域の実態に即したスマート農業の導入や、試験研究機関・企業等と連携したICTの研究開発から実証・普及までの取組の推進、ICTを活用した農業者の優れた技術・知識の次世代への継承、「植物工場クラスター」の展開など次世代施設園芸の導入や労働力負担を軽減する搾乳ロボット等の普及の推進など

## 推進方針6 活力に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくり

地域資源を活かした農村づくりと多面的機能の発揮、快適で安心して暮らせる場の確保

### 展開方向1 地域の特色ある資源を活かした農村づくりの促進

農村地域の多様な資源を活用した農村づくりの推進、や新たな価値の創出・関連産業の導入を通じた農村全体の雇用の確保と所得向上の促進、農村づくりを後押しする役割を担う人材育成の推進

### 展開方向2 農業・農村の多面的機能を発揮する取組の推進

#### ア 地域住民なども参画した共同活動の推進

農地や水路など地域資源の保全管理の共同活動や、中山間地域等の生産活動を継続する取組の支援

#### イ 多面的機能を発揮する環境づくり

自然生態系の保全や良好な農村景観の形成に向けた整備の推進や、地域の景観保全活動の支援など

### 展開方向3 都市と農村の交流の促進

#### ア 農業・農村に対する理解の促進

ふれあいファームの登録や都市住民と農業者を結ぶ情報誌の発行、農業現場等での食農教育の推進

#### イ グリーン・ツーリズムの推進

都市と農村との交流活動の推進や、子どもたちの農業体験や農村宿泊体験の受入体制整備の推進

#### ウ 農村移住・定住の促進

U・Iターンや定年帰農などの就農希望者に対する移住・定住の受入情報等の積極的な収集・発信

### 展開方向4 快適で安心して暮らせる生活の場づくり

#### ア 安全で快適な生活環境の整備

生活環境整備や農地・水利施設等の保全と防災対策の推進、都市と農村の交流施設等の一体的整備

#### イ 誰もが安心して暮らすための社会サービスの充実

農業者年金制度の普及・啓発、共生型地域福祉拠点の設置、福祉・介護人材の育成・確保等の推進

## 計画の推進

### ○推進体制及び市町村や関係団体などとの連携・協力

- ・ 施策や組織体制など業務全般において見直しを徹底し、限られた行財政資源を最大限に活用しながら、施策を総合的・計画的に推進、庁内各部署との横断的な連携による効率的で実効性ある施策を推進
- ・ この計画の推進に当たっては、市町村や農業団体など役割分担を明確にし、連携・協力した取組を推進

### ○進行管理

- ・ 実施した農業・農村の振興に関する施策については、年次報告により道民に公表
- ・ この計画に基づき実施する施策については、毎年度、政策評価を実施し、効果的・効率的に施策を推進

## 参 考

## 第5期北海道農業・農村振興推進計画における主な指標

施策の推進方針	指 標	単 位	25年度 〔基準 年度〕	32年度 〔目標 年度〕	指 標 の 説 明
1 農業・農村の役割・機能に対する道民意識の共有	ふれあいファームに登録している農家の割合	%	2.3	2.6	総販売農家に占めるふれあいファームに登録している農家の割合
	食育推進計画作成市町村数	市町村	58	179	食育基本法に基づく市町村食育推進計画を策定した市町村数
2 需要に応じた安全・安心な食料の安定供給とこれを支える持続可能な農業の推進	北海道米の道内食率	%	91	85以上	道内の米消費量に占める北海道米の割合
	YES!clean農産物作付面積	ha	16,643	27,000	YES!clean農産物表示制度に基づく農産物作付面積
	GAP導入産地の割合	%	70	80	道内の主要産地のうち、GAPの導入に取り組む産地の割合
3 国内外の食市場を取り込む高付加価値農業の推進	6次産業化に取り組む事業体数	件	3,810	5,400〔31年〕	6次産業化に取り組む事業体の数
	道産農畜産物・農畜産物加工品輸出額	億円	23	100〔30年〕	道産農畜産物・農畜産物加工品の輸出額
	薬用作物の栽培面積	ha	323	600	道内の薬用作物の栽培面積
4 農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保	新規就農者数	人/年	603	770	年間の新規就農者数
	農業法人数	法人	2,995	4,300	農業生産法人と農業生産法人以外で農地を借り受けている法人の合計
	指導農業士の女性の割合	%	8	25	指導農業士に占める女性の割合
5 農業生産を支える基盤づくりと戦略的な技術開発・導入	担い手への農地の利用集積率	%	87	92	北海道の農地面積に占める担い手に集積された農地面積の割合
	GPSガイダンスシステムの累計導入台数	台	3,120	11,300	農業用GPSガイダンスシステムの導入台数の累計
6 活力に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくり	多面的機能支払の取組面積	千ha	734〔27歳〕	734	多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動の取組面積
	グリーン・ツーリズム関連施設数	件	2,527	2,790	グリーン・ツーリズム関連施設数の開設件数

## 第5期北海道農業・農村振興推進計画における指標の考え方

- ※ 指標は、計画の達成に向けた取組の進捗状況を測る目安となるものであり、「施策の推進方針」の区分ごとに設定しています。
- ※ 指標の項目の設定に当たっては、「施策の推進方針」の各区分に係る項目で、数値等の実績が定期的に公表、又は把握できるものの中から選定しています。
- ※ 指標の目標年度は、原則として本計画の目標年度である平成32年度としていますが、既に関連計画等で目標年度が異なる目標値が設けられている場合で、32年度における目標値設定が困難な場合は、関連計画等における目標年度及び目標値としています。

注) 表中「農業生産法人」は、28年4月の改正農地法の施行により呼称が「農地所有適格法人」に変更となっている。

## 主要品目の生産努力目標 及び 技術開発の展望 [抜粋]

(単位：ha、kg、t)

主 要 品 目		生 産 努 力 目 標		10年後(H37)の技術開発の目標	
		現況(H25)	目標(H37)		
米	作付面積	113,000	113,000	○極良食味米のブランド化に向けた高度に安定した食味を持つ品種の開発 ○用途（業務用米、もち米、酒米）に応じた多収品種と直播栽培向け品種の開発 ○非主食用米（飼料用米、米粉用米）品種の選定とコスト指標策定 ○極良食味米栽培技術、多収栽培技術、省力・コスト低減・軽労化技術（水稲直播など）、転換畑における栽培技術や地下水水位制御技術の開発など、水田高度利用に対応した水田・転作作物生産技術体系の確立	
	生産量	633,428	637,650		
	米（飼料用・米粉用等を除く）	作付面積	112,200		107,400
		10a当たり収量	562(535)		560
	飼料用・米粉用米	生産量	630,457 (600,270)		601,440
		作付面積	800		5,600
		10a当たり収量	522		710
	生産量	2,971	36,210		
小麦	作付面積	122,000	123,000	○めんやパン、菓子の加工適性に優れた病害・障害に強い多収小麦品種の開発 ○用途別品質及び加工適性評価法の開発と原料品質指標の策定 ○二条大麦優良品種の選定 ○施肥法改善による安定生産栽培技術とセンシング技術や気象情報等を活用した生産管理支援システムの確立	
	10a当たり収量	436	529		
	生産量	531,900	650,100		
	日本めん用他	作付面積	101,000		93,000
		10a当たり収量	454		570
	パン・中華めん用	生産量	459,000		530,100
		作付面積	21,000		30,000
		10a当たり収量	347		400
		生産量	72,900		120,000
大豆	作付面積	26,800	31,000	○豆腐や煮豆など加工適性に優れた病害・障害に強い多収大豆品種の開発 ○豆腐加工適性や機能性成分等の品質表示に向けた評価法の開発 ○低コスト生産システムや安定生産栽培技術（狭畦、不耕起栽培等）の確立	
	10a当たり収量	229	250		
	生産量	61,400	77,500		
そば	作付面積	22,200	20,000	○高品質で多収な品種の選定 ○安定多収で高品質な栽培技術の確立	
	10a当たり収量	68	100		
	生産量	15,100	20,000		
てん菜	作付面積	58,200	60,000	○糖分含量が高く、病害・障害に強い品種の選定 ○作物の栽培履歴を活用した安定生産技術の確立	
	10a当たり収量	5,900	6,120		
	生産量	3,435,000	3,680,000		
馬鈴しょ	作付面積	52,400	52,500	○ジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性品種の開発と防除対策の確立 ○加工適性（でん粉用、油加工用、業務加工用）や生食用途に優れた病虫害に強い多収品種の開発と選定 ○加工用・生食用馬鈴しょの周年供給を目指した長期貯蔵技術の開発 ○施肥管理による加工用馬鈴しょの多収技術の確立 ○高能率、省力的な馬鈴しょ安定生産技術の確立	
	10a当たり収量	3,580	4,010		
	生産量	1,876,000	2,105,250		

注1：「10a当たり収量」欄の（ ）は、25年の平年収量を参考記載

注2：「生産量」欄の（ ）は、作付面積に平年収量を乗じた数値を参考記載

(単位：ha、kg、t)

主 要 品 目		生 産 努 力 目 標		10年後(H37)の技術開発の目標
		現況(H25)	目標(H37)	
野菜	作付面積	56,800	60,800	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長期収穫に対応した多収性いちご品種の開発</li> <li>○北海道ブランドの確立に向けた加工・業務用野菜品種の特性評価</li> <li>○主要野菜の品質向上法の確立</li> <li>○主要野菜の省力・安定生産技術の確立</li> <li>○露地野菜の機械化収穫体系に対応した栽培技術の開発</li> <li>○高付加価値を目指した鮮度保持技術の開発</li> <li>○気候変動下でも安定生産できる高度な環境管理型施設の利用技術の開発</li> </ul>
	生産量	1,509,744	1,748,815	
果実	作付面積	2,903	2,910	<ul style="list-style-type: none"> <li>○おうとうの寒冷地向き品種の開発</li> <li>○本道に適した果樹品種の選定</li> <li>○果樹の高品質安定生産技術の確立</li> <li>○道産果実における新規加工技術の品目拡大と加工用果実の安定生産技術の開発</li> <li>○果樹栽培作業の省力・軽労化技術の開発</li> </ul>
	生産量	20,503	20,683	
飼料作物	作付面積	595,300	595,300	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土壌凍結、多湿・冷涼気象など不良条件においても安定多収で高品質な牧草・飼料作物品種の開発と選定</li> <li>○草地の植生改善技術の開発</li> <li>○高タンパク自給飼料の選定と生産・利用技術の開発</li> <li>○飼料用麦類等を用いた単収向上技術の開発</li> <li>○GIS技術を活用した飼料生産基盤の効率的な管理技術の開発</li> <li>○新たな自給飼料資源の飼料成分の推定法の開発と飼料給与メニューの策定</li> </ul>
	生産量	20,020千t	22,153千t	
乳用牛	飼養頭数	795,400	802,700	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模放牧地を利用した低コスト乳牛飼養管理技術の確立</li> <li>○周産期疾病の低減と泌乳持続性向上を図る飼養改善技術の確立</li> <li>○乳牛の潜在的な受胎性向上技術及び繁殖障害牛の治療技術の確立</li> <li>○乳牛感染症及び人獣共通感染症の診断・予防技術の確立</li> <li>○労働負担の軽減に資する精密飼養管理システムの確立</li> </ul>
	うち経産牛	470,300	470,800	
	一頭当たり乳量	8,056	8,500	
	生乳	3,849千t	4,000千t	
肉用牛	飼養頭数	509,800	510,300	<ul style="list-style-type: none"> <li>○早期能力評価法及び効率的増殖技術を採用した肉用牛生産技術の開発</li> <li>○TMR給与をベースとする育成・肥育技術の開発</li> <li>○自給飼料を活用した早期育成・早期肥育技術の開発</li> <li>○肉用牛感染症及び人獣共通感染症の診断・予防技術の確立</li> </ul>
	うち専用種	176,000	197,600	
	うち乳用種	333,800	312,700	
	牛肉	88,113	89,000	

**北海道における食料自給率〔試算〕**

供給熱量ベース		生産額ベース	
現況年(H25)	目標年(H37)	現況年(H25)	目標年(H37)
197%	258%	201%	267%

<<

>>

>: 6/œ><

| j8x4 .

| š¥ Ç " î Ð î

>: ?/œ><

| 6ä :(Ô

| î Ū\*ç q

| 6ö&î m \ D Ø

| "5\*L è >&™#Ÿ"5\*L+ Š è | >'

| ö ¿\$×3° ' !\*...

















